

高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託

提案公募要領

令和5年5月8日

高松市

1 総則

本市では、高松市中央卸売市場（以下「本市場」という。）の再整備に当たり、平成27年度に策定した「高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画」（以下「整備計画」という。）を具体化するため、令和3年度より、高松市中央卸売市場水産物棟等基本計画詳細検討（以下「詳細検討」という。）に着手し、「水産物棟等再整備の方向性」を取りまとめた。

新水産物棟及び現市場エリアについては、PPP/PFIによる整備手法の導入を前提として、民間のノウハウやアイデアを取り入れながら、新たな水産物棟を中核に据え、市場や食、漁業、瀬戸内海などを生かした本市の観光・交流の拠点・入口として整備することを目指す。

これらの状況を踏まえ、更なる民間事業者の専門的な知見や技術に基づく創意工夫を積極的に取り入れ、計画から設計・建設、管理運営まで経済的で効果的・効率的な事業を推進すべく、事業協力者を採用する予定である。

事業協力者との協議や民間サウンディングの実施、水産物棟の規模・機能・整備費等の更なる精査と業務発注に向けた要求水準書の作成等、PPP/PFI手法の導入や事業者選定準備作業を支援する、アドバイザー業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託

(2) 事業対象エリア

高松市瀬戸内町地内（参考資料1 位置図参照）

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年12月20日（水）まで

(4) 業務契約金額

「25,262千円（消費税及び地方消費税を含む）」を上限とする

(5) 支払い条件

前金払 有（契約金額の10分の3以内の額）

(6) 業務内容

「高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 高松市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等又は物品等）に登

載されている者であること。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (7) 4 配置人員の要件を満たす者を配置できること。

4 配置人員の要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たす者を配置すること。

(1) 配置人員

管理責任者、管理技術者(市場整備)及び管理技術者(要求水準書作成)を各1名ずつ配置すること。ただし、管理責任者が管理技術者を兼ねることも可とする。

また、配置後において、発注者が、当該配置人員の適格性又は経験等に欠けると認めるときには、配置人員の交代を求めることができる。

(2) 管理責任者条件

管理責任者は技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格保有者とし、企画提案書提出者の組織に属し、3か月以上の雇用関係があること。

(3) 管理技術者条件

ア 管理技術者(市場整備)

平成20年4月1日以降に、卸売市場（「卸売市場法」（昭和46年法律第35号）第2条に定める「中央卸売市場」又は「地方卸売市場」をいう。以下同じ。）の再整備に関する計画の策定支援業務に参画した実績を有すること。

イ 管理技術者(要求水準書作成)

平成20年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した要求水準書作成支援業務に参画した実績を有すること。

ウ 管理技術者の所属については、協力事務所でも可とし、管理技術者(市場整備)及び管理技術者(要求水準書作成)の兼務も可とする。

エ 配置する技術者のうち、1名以上はPPP/PFIに精通した人員を配置する事。

5 提案書等の提出

受託者の選定は、第1次選考（書類選考）及び第2次選考（プレゼンテーション・ヒアリング）により行う。

(1) プロポーザルに係る書類等の交付方法及び期間

ア 交付方法

事務局において入手、又は高松市市場管理課施設整備室ホームページからダウンロードにより交付する。

※なお、「17公募要領関係資料 別添17 参考5（高松市中央卸売市場水産物棟等再整備基本プラン）」については、参加表明予定者に交付するので、交付希望者は事務局に電子メールで連絡すること。

イ 交付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月29日（月）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出すること（「15提案公募関係日程」及び「16提出書類等一覧」参照）。なお、提出された書類等は返却しない。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

記載する業務については、平成20年4月1日以降の受託実績とし、次の（ア）から（エ）の各項目について3件以内で記載すること（協力事務所の実績でも可とし、（ア）及び（イ）に関しては該当がある場合のみ）。

（ア） 国又は地方公共団体が発注した基本計画策定業務に関する受託実績がある場合は、所定の様式に記載するとともに、業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（イ） 複数の施設整備が関連するプロジェクトの計画策定支援等の本業務と類似する業務や参考となる業務等がある場合は、所定の様式に記載するとともに、業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（ウ） 4（3）アの管理技術者条件に必要な業務実績を所定の様式に記載するとともに、業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（エ） 4（3）イの管理技術者条件に必要な業務実績を所定の様式に記載するとともに、業務内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 配置人員の概要（様式第4号）

※資格証明書の写し及び雇用が確認できる書類を添付すること。

オ 誓約書（様式第5号）

カ 協力事務所の概要（様式第6号）

※協力事務所がある場合は、提出すること。

キ 見積書（様式第7号）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

ク 提案価格内訳書（様式第8号）

本業務を受託するに当たり必要となる経費を見積り、記載すること。合計額だけでなく、実施する業務ごとに経費が分かるよう内訳を記載すること。

ケ 提案書（様式第9号）

（ア） 用紙サイズはA4判で作成すること。

図面等細部の説明が必要となる資料はA3判を用いても良い（A3判を用いる場合についてもA4判と同様に1枚と扱う。）。

（イ） 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。

（ウ） 本公募要領「6提案書記載要件」に記載の項目全てについて記載すること。

（エ） 片面印刷で15ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない。）とする。

印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

（3） 書類等提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法で、期限内必着に限る。）

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

〒760-0012

香川県高松市瀬戸内町30番5号

高松市 創造都市推進局 産業経済部 市場管理課 施設整備室 担当

（4） 提出部数

提案書のみ15部、それ以外は1部

なお、提案書は1部のみ応募者名を記載し、それ以外の14部については、応募者名を記載せず、かつ、容易に応募者が判別できないよう配慮すること。

また、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを1枚提出すること。

（5） 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。「辞退届」には、次の項目を記載すること（様式は問わない。）。

- ・住所
- ・事業者名
- ・代表者職名、氏名及び押印
- ・辞退理由

（6） 質問の提出

選考書類の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第10号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出方法

事務局の電子メールアドレスに添付ファイルで提出すること。質問に添付された電子メールの受信を事務局で確認次第、受信した旨を電子メールで返信する。

（事務局のメールアドレス：gyoumuka@city.takamatsu.lg.jp）

イ 提出期間

令和5年5月8日（月）午前8時30分から

令和5年5月17日（水）午後5時15分まで

ウ 質問に対する回答

全ての質問に対する回答を随時ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

質問に対する回答期限

令和5年5月26日（金）午後5時15分まで

6 提案書記載要件

提案書には、次の各項目の内容を記載する。

(1) 実施体制説明書

ア 業務の実施体制（フロー図等により分かりやすく記載すること。）

イ 業務の実施スケジュール

ウ その他 応募者の強みと優位性

(2) 要求水準書(案)及び募集要項(案)作成に係る取組手法や整備方針について、以下の点に留意し、記載すること。

ア 委託業務の背景・目的を適切に理解し、本市市場の特色を活かした計画とすること。

イ 市場内関係者、事業協力者及びサウンディング等の意見集約手法の提案

ウ 余剰地の利活用について、水産物棟との相乗効果を発揮するための具体的な取組みの提案

エ その他、必要又は有効で、実施が可能な提案

7 選考方法

選考は、次のとおり実施する。

(1) 第1次選考（書類選考）

各選考員が、選定基準に定めた項目及び配点に基づき評価を行い、評価点合計の上位から、5者程度を選定する。

なお、応募者が少数であった場合は、第1次選考を省略することがある。

(2) 第1次選考結果の通知

第1次選考結果は、全ての応募者に対し、郵送にて書面で通知する。なお、第1次選考通過者に対しては、第2次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施時間・場所等の詳細を併せて通知する。

(3) 第2次選考（プレゼンテーション及びヒアリング等）

各選考員が、第1次選考通過者の提案書等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、選定基準に定めた項目及び配点に基づき評価を行う。

(4) 優先交渉権者の決定

第1次選考及び第2次選考の各選考員の評価点合計が最も高い応募者を選定する。

当該評価点合計が最も高い事業者が2者以上ある場合は、第2次選考の「提案内容」項目の評価点数が高い事業者を選定する。第2次選考の「提案内容」の評価点数も同点の場合は、選考員で協議し、決定する。選考は非公開とする。

なお、契約締結の協議の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の資格を満たさなくなった場合、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の応募者と協議を行う。

(5) 第2次選考結果の通知

第2次選考結果は、全ての第1次選考通過者に対し、郵送にて書面で通知する。

なお、自社の評定の内容については、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して説明を求めることができるものとし、市長は、この請求があったときは、「17公募要領関係資料 別添16 参考4「審査結果に係る説明書(回答)」により、速やかに回答する。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次選考通過者については、提案書の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、選考員がヒアリングを行う。1者当たり3名以内の出席とし、原則管理責任者及び管理技術者による説明、質疑応答とし、所要時間は、1者当たり30分以内(応募者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分)とする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容を変更する場合がある。

9 業務委託契約

(1) 契約方法

随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

選定された優先交渉権者と契約の協議を行うものとする。なお、契約の締結が成立しない場合は、次点の者と契約の協議を行うものとする。

(2) 契約の締結

当該設計業務に係る委託料は、予算の範囲内で定めた額「25,262千円(消費税及び地方消費税額を含む。)」を上限とし、協議の上、決定する。

(3) 委託料の支払条件

本件業務の検収合格後、請求に基づき支払う。

(4) 契約保証金について

要する(ただし、契約金額の100分の10以上の額とする。)。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とすることができる。

10 無効となる参加表明書等又は提案書等

参加表明書等又は提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効になることがある。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 本要領及び様式に示された条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 提案内容に、様式に定められた場所を除き、提出者が判別できる表記をしたもの
- (6) 選考員に対する働きかけがあったと本市が判断した場合
- (7) 応募資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に本市から指名停止措置を受けた場合、その他の応募資格及び応募条件の要件を満たさなくなった場合
- (8) 第三者の知的財産権を侵害した場合
- (9) その他本市が不適格と認めた場合

1 1 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。この場合において、本提案公募参加申請者が損害を受けることがあっても、市長はその責を負わない。

1 2 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、本市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

1 3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務などの履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表している。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

1.4 その他

- (1) 参加者1名につき1提案とする。
- (2) 参加表明書、提案書等の作成・提出、その他このプロポーザルの参加に関し要した経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加表明書等、提案書等の差替え及び再提出は認めない。
また参加表明書、提案書等に記載した配置予定の技術者（以下「技術者」という。）は、病休、死亡、退職等極めて特別の場合を除き、変更することができない。やむを得ず技術者を変更する場合には、当初の技術者と同等以上の能力及び経験を有する者を配置しなければならない。
- (4) 提案書等については、高松市情報公開条例等関係規程に基づき、提案者と提案内容について協議の上、公開される場合がある。提案書等に含まれる第三者の著作権の公表、展示などの使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得ておくこと。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類は、返却しない。
- (7) 個人情報については、「17公募要領関係資料 別添18 参考6（個人情報取扱特記事項）」を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (8) 応募者は、この要領に定める諸条件を同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (9) 当該企画提案数が1者のみであった場合でも、選考委員の平均評価点数が第1次選考においては30点以上、第2次選考においては60点以上の場合、有効として取り扱うこととする。

1.5 提案公募関係日程

内容	日時	備考
本提案公募の公告	令和5年5月8日(月)	提案公募要領等は、市場管理課施設整備室ホームページ上からダウンロード可能。
参加表明書等の提出期限	令和5年5月29日(月) 午後5時15分まで	参加表明書及び応募資格に必要な書類（本公募要領「5 提案書等の提出」のうち必要なもの）を提出すること。 ※書類審査の結果、参加資格を満たさない場合、文書にて通知する。
提案公募に対する質問期限	令和5年5月17日(水) 午後5時15分まで	質問書（様式第10号）を利用し、電子メールで提出すること。 ※受信確認のため、市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡すること（電話番号 087-862-3422）。
提案公募に対する質問回答期限	令和5年5月26日(金)	市場管理課施設整備室ホームページに掲載する。
提案書等の提出期限	令和5年6月8日(木) 午後5時15分まで	
第1次選考(書類選考)	令和5年6月上旬	
第1次選考通過者の決定及び選定結果の通知	令和5年6月中旬	全ての応募者に通知する。
第2次選考(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和5年7月12日(水)	開催時間、場所、留意事項等は別途、1次選考通過者へ通知する。
受託者(優先交渉権)の決定及び選定結果の通知	令和5年7月中旬	全ての1次選考通過者に通知する。
決定者との準備及び調整	結果通知日～契約締結まで	
契約締結	令和5年7月中	

※参加表明書等の提出後に提案を辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

1.6 提出書類等一覧

- ・提出方法：持参又は郵送（配達記録が残る方法で期限内必着に限る。）
- ・提出先：〒760-0012

香川県高松市瀬戸内町30番5号

高松市 創造都市推進局 産業経済部 市場管理課 施設整備室 担当

	提出書類	提出部数	提出期限	備考
①	参加表明書 (様式第1号)	1部	令和5年5月 29日(月)	
②	会社概要書 (様式第2号)	1部		
③	業務実績書 (様式第3号)	1部		
④	配置人員の概要 (様式第4号)	1部		配置人員の資格証明書の写し及び 雇用が確認できる書類を添付する こと。
⑤	誓約書 (様式第5号)	1部		
⑥	協力事務所の概要 (様式第6号)	1部		協力事務所がある場合は提出する こと。
⑦	見積書 (様式第7号)	1部	令和5年6月8 日(木)	
⑧	提案価格内訳書 (様式第8号)	1部		
⑨	提案書 (様式第9号)	15部		提案書はA4判、片面印刷で15 ページ以内とする。1部のみ応募 者名を記載し、それ以外の14部 については、応募者名を記載せ ず、かつ、容易に応募者が判別で きないようにすること。
⑩	提出物の電子データ	1部		CD-Rを使用すること。

1 7 公募要領関係資料

「高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託」

- 別添 1 高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託仕様書
- 別添 2 参加表明書（様式第 1 号）
- 別添 3 会社概要書（様式第 2 号）
- 別添 4 業務実績書（様式第 3 号）
- 別添 5 配置人員の概要(様式第 4 号)
- 別添 6 誓約書（様式第 5 号）
- 別添 7 協力事務所の概要（様式第 6 号）
- 別添 8 見積書（様式第 7 号）
- 別添 9 提案価格内訳書（様式第 8 号）
- 別添 1 0 提案書（様式第 9 号）
- 別添 1 1 質問書（様式第 1 0 号）
- 別添 1 2 高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業要求水準書作成等アドバイザー業務委託提案公募選定基準
- 別添 1 3 参考 1（位置図）
- 別添 1 4 参考 2（高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画）
- 別添 1 5 参考 3（市場概要 令和 4 年度版）
- 別添 1 6 参考 4（審査結果に係る説明書（回答））
- 別添 1 7 参考 5（高松市中央卸売市場水産物棟等再整備基本プラン）
- 別添 1 8 参考 6（個人情報取扱特記事項）